

議案第68号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について

令和8年3月25日(水)

こども未来部幼保支援課

1 改正趣旨

令和8年2月13日付けで児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)における規定が改正されたことを受け、大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても同省令と同様の改正を行うもの

2 改正理由

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)における規定が改正されたため

3 改正内容

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の一部の施行に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことにより、当該事業の基準を加える。

・満3歳以上限定小規模保育事業者が連携協力を行う保育所等の確保

満3歳以上限定小規模保育事業者については、設備運営基準第6条第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。

・満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準

満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、設備運営基準第28条第1項に規定する小規模保育事業事業所A型の設備及び職員の基準(満3歳以上の幼児に係る部分に限る。)と同様とする。

・満3歳以上限定小規模保育事業者の連携施設については経過措置の対象外とすること

満3歳以上限定小規模保育事業者の連携施設については、設備運営基準附則第3条の連携施設に関する経過措置の対象外とする。

4 施行期日

令和8年4月1日から施行

5 改正部分の抜粋

現行	改正後
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例で定める基準(次条及び第4条において「最低基準」という。)は、利用乳幼児(市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が、明るく、安全で衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例で定める基準(次条及び第4条において「最低基準」という。)は、利用乳幼児(市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号<u>若しくは第12項第2号</u>の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合<u>又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合</u>にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が、明るく、安全で衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p>

〈令和8年2月市議会通常会議 議案第68号〉

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について



現行	改正後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項及び第2項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第6項第1号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項及び第2項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第6項第1号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>

〈令和8年2月市議会通常会議 議案第68号〉

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

現行

(3)当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(6)乳児、満3歳に満たない幼児の区分ごとの利用定員

改正後

(3)当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(6)乳児、満3歳に満たない幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

〈令和8年2月市議会通常会議 議案第68号〉

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後
<p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型に区分する。</p>	<p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)に区分する。</p>
<p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第4項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあっては、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第4項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあっては、法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p>

〈令和8年2月市議会通常会議 議案第68号〉

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

現行

附 則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を受けると本市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例)

7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、これらの項の規定にかかわらず、保育士の数を1人以上とすることができる。この場合において、保育士を1人とするときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者(附則第9項において「認定保育者」という。)を1人以上置かなければならない。

改正後

附 則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を受けると本市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例)

7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、これらの項の規定にかかわらず、保育士の数を1人以上とすることができる。この場合において、保育士を1人とするときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者(附則第9項において「認定保育者」という。)を1人以上置かなければならない。